

27学振第1007号  
平成27年10月23日

関係私立学校設置者様

愛知県県民生活部長

平成28年度以後の監査事項の指定等について（通知）

このたび、学校法人会計基準の一部を改正する省令（平成25年文部科学省令第15号）の施行に伴い、私立学校振興助成法（昭和50年法律第61号）第14条第3項の規定に基づき、知事を所轄庁とする学校法人（同法附則第2条により、学校法人以外の私立学校の設置者を含む。以下同じ。）が同条第2項の規定により知事に届け出る平成28年度以後の各年度の貸借対照表、収支計算書その他の財務計算に関する書類に添付する公認会計士又は監査法人の監査報告書に係る監査事項が平成27年愛知県告示第455号をもって別紙のとおり指定されました。

なお、監査事項の指定に伴う適用及び取扱い並びに監査事項の内容については、下記のとおりですので、監査を依頼される公認会計士等と御協議のうえ遺漏のないようお取り計らい願います。

記

第1 監査対象法人等について

私立学校振興助成法第9条の規定に基づき、本県及び他の都道府県から経常的経費について補助を受ける学校法人は、同法第14条第1項の規定により、毎年度貸借対照表、収支計算書その他の財務計算に関する書類（以下「計算書類」という。）を作成し、同条第2項の規定により、収支予算書とともに知事に届け出ること及び計算書類には、同条第3項の規定により、知事の指定する事項に関する公認会計士又は監査法人の監査報告書を添付することとされていること。

なお、同法第14条第3項ただし書きの規定により、補助金の額が寡少である場合の監査報告書の添付の免除については、別紙告示により、1会計年度に1学校法人に交付される補助金の額が1,000万円に満たない場合に監査報告書の添付が免除されること。

この場合において、「1,000万円に満たない」とは、学校単位の補助額をいうのではなく、学校法人当たりの補助額（2以上の学校を設置するものにあつては、その合計額）であるから注意すること。

## 第2 監査事項の内容について

平成27年愛知県告示第455号（別紙）により指定された平成28年度以後の監査事項の具体的な内容は次のとおりである。

### 1 資金収支計算書について

(1) 資金収支計算は、学校法人会計基準（昭和46年文部省令第18号。以下同じ。）の定めるところに従って行われているかどうか。

ア 当該会計年度の諸活動に対応するすべての収入及び支出は、正しく計上されているかどうか。

イ 当該会計年度における支払資金の収入及び支出の計上並びにそのてん末は、妥当であるかどうか。

ウ 次の点については特に留意すること。

(ア) 収支の繰上げ又は繰下げが行われていないかどうか。

(イ) 資金収入調整勘定及び資金支出調整勘定の計上は、妥当であるかどうか。

(ウ) 資金収支計算書における「前年度繰越支払資金」及び「翌年度繰越支払資金」の額は、期首並びに期末の貸借対照表における現金預金有高と一致しているかどうか。

(エ) 収入及び支出の各科目への区分は、正しく行われているかどうか。

(オ) 寄付金や学校債による資金の受入れが、適正に行われているか。

特に、入学者又はその関係者からの受入れに留意すること。

(2) 資金収支計算書の表示方法は、学校法人会計基準の定めるところに従っているかどうか。

記載科目、記載方法及び様式は、学校法人会計基準第9条、第10条、第11条、第12条及び第14条に従っているかどうか。

(注) 資金収支内訳表及び資金収支計算書に基づき作成する活動区分資金収支計算書については、所轄庁に届け出る計算書類であるが、監査事項からは除外されていること。

### 2 事業活動収支計算書について

(1) 事業活動収支計算は、学校法人会計基準の定めるところに従って行われているかどうか。

ア 当該会計年度の教育活動収入及び教育活動支出は、正しく計上されているかどうか。

イ 当該会計年度の教育活動外収入及び教育活動外支出は、正しく計上されているかどうか。

ウ 当該会計年度の特別収入及び特別支出は、正しく計上されているかどうか。

エ 次の点については特に留意すること。

(ア) 減価償却額及び退職給与引当金繰入額は、正しく計上されているかどうか。

(イ) 教育活動収支、教育活動外収支及び特別収支の各科目への区分は、正しく行われているかどうか。

(ウ) 基本金組入額及び取崩額は、正しく計上されているかどうか。

- (エ) 寄付金（現物寄付を含む。）の受入れが、適正に行われているか。特に、入学者又はその関係者からの受入れに留意すること。
  - (オ) 各収支差額は、正しく計上されているかどうか。
- (2) 事業活動収支計算書の表示方法は、学校法人会計基準の定めるところに従っているかどうか。

記載科目、記載方法及び様式は、学校法人会計基準第18条、第19条、第20条、第21条、第22条及び第23条に従っているかどうか。

(注) 事業活動収支内訳表については、所轄庁に届け出る計算書類であるが、監査事項からは除外されていること。

### 3 貸借対照表について

- (1) すべての資産及び負債は、学校法人会計基準の定めるところに従って正しく計上されているかどうか。

ア 資産の評価は、妥当であるかどうか。

イ 負債は、すべてを網羅して計上されているかどうか。

- (2) 基本金要組入額は、正しく把握されているかどうか。

- (3) 基本金及び繰越収支差額は、学校法人会計基準の定めるところに従って計上されているかどうか。

- (4) 貸借対照表の表示方法は、学校法人会計基準の定めるところに従っているかどうか。

記載科目、記載方法及び様式は、学校法人会計基準第32条、第33条、第34条、第35条及び第36条に従っているかどうか。

### 4 収益事業に係る計算書類について

- (1) 会計処理及び計算書類の作成は、一般に公正妥当と認められる企業会計の原則に従って行われているかどうか。

- (2) 計算書類の作成に当たって、その記載科目、記載方法及び様式は、一般に公正妥当と認められる企業会計の原則に従っているかどうか。

## 第3 監査報告書について

監査報告書は、日本公認会計士協会学校法人委員会報告の監査事項がすべての計算書類の適否に関する場合（知事所轄学校法人用）の文例を参照する等、監査事項に対する監査結果の記載もれのないようにするとともに、特に改善を要する事項あるいは判然としなない事項又は指導された事項等について具体的に別記すること。

## 第4 公認会計士等の業務制限について

監査の依頼に際しては、当該公認会計士又は監査法人が貴法人と、公認会計士法（昭和23年法律第103号）第24条又は第34条の11に規定する著しい利害関係を有する等の者でないことを確認する必要があるが、著しい利害関係の有無については公認会計

士法施行令第7条又は第15条等を参考とすること。

## 第5 計算書類等の届出について

私立学校振興助成法第14条第2項の規定に基づく計算書類及び収支予算書の知事への届出については、次のとおりとする。

### 1 届出期日

計算書類については、毎年度当該年度の翌年度の6月30日までとし、収支予算書については、毎年度当該年度の6月30日までとする。

したがって、当該年度の収支予算書と前年度の計算書類は、同時に届け出ることになる。

また、届け出られた収支予算書に係る収支予算を変更したときは、変更後の収支予算書を速やかに届け出ること。

### 2 届出方法等

(1) 計算書類の用紙は日本工業規格A4判に統一すること。ただし、資金収支内訳表、人件費支出内訳表及び事業活動収支内訳表で部門別の区分が多い場合にはこの限りではない。

(2) 計算書類は学校法人会計基準の第1号様式から第10号様式（省略できるものを除く。）の順序として（収益事業がある場合には、当該事業の計算書類を第10号様式の後に追加して）、公認会計士又は監査法人の監査報告書（自署及び押印のあるものを必要とし、写しでは足りないこと。）の後にとじ込み、袋とじとすること。

なお、収支予算書は計算書類とは別につづること。

(3) 計算書類等の届出の際には、学校法人の理事長（学校法人以外の設置者にあつては代表者又は個人）名を記入し、職印（個人にあつては個人印）を押印した知事あての送付状を添付すること。

なお、送付状には財務担当理事及び計算書類作成の直接責任者（事務長等）の氏名を付記すること。

## 第6 昭和52年度以後の監査事項の指定等の廃止について

昭和52年度以後の監査事項の指定等（昭和52年10月15日付け52学第334号愛知県総務部長通知）は、平成27年度の監査報告書を限りとして廃止すること。

## 別紙

「私立学校振興助成法に基づく公認会計士等の監査報告書に係る監査事項の指定」

愛知県告示第 455 号

私立学校振興助成法（昭和 50 年法律第 61 号。以下「法」という。）第 14 条第 3 項の規定に基づき、知事を所轄庁とする学校法人が同条第 2 項の規定により知事に届け出る平成 28 年度以後の各年度の貸借対照表、収支計算書その他の財務計算に関する書類に添付する公認会計士又は監査法人（以下「公認会計士等」という。）の監査報告書に係る監査事項を次のとおり指定する。

法第 14 条第 3 項ただし書の規定による「補助金の額が寡少」であるとは、1 会計年度に 1 学校法人に交付される補助金の額が 1,000 万円に満たない場合とし、これに該当する学校法人については、当該年度に限り公認会計士等の監査報告書の添付を免除する。

なお、昭和 52 年愛知県告示第 1014 号（私立学校振興助成法に基づく公認会計士等の監査報告書に係る監査事項の指定）は、平成 27 年度の監査報告書を限りとして廃止する。

平成 27 年 10 月 23 日

愛知県知事 大村 秀章

学校法人会計基準（昭和 46 年文部省令第 18 号）の定めるところに従って、会計処理が行われ、財務計算に関する書類（資金収支内訳表、活動区分資金収支計算書及び事業活動収支内訳表を除く。）が作成されているかどうか。